

第 1 回草津市議員報酬および特別職給料審議会 会議録

～開会にあたり部長挨拶、各委員、事務局紹介等～

事 務 局	本日の会議は「草津市市民参加条例」第 9 条第 3 項の規定に基づき、本審議会を公開するものとし、進めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。 本審議会は、草津市議員報酬および特別職給料審議会条例に基づき、設置させていただいております。また、第 5 条第 2 項の規定に基づき、本審議会は委員の過半数が出席しなければ会議を開催できないものとなっており、本日、委員 7 名全員の出席ということで会議が成立していることを報告します。
-------	---

～会長、職務代理者の選任～

～諮問書を会長へ提出～

会 長	それでは、議事に入ります。今回諮問を受けました「議会の議員報酬ならびに市長、副市長の給料の額の改定について」事務局より説明をお願いします。
-----	--

事 務 局	今回は、昨年度に引き続き、議会の議員の報酬ならびに市長、副市長の給料の額の改定について、諮問させていただきました。 それでは、資料に基づき説明をさせていただきます。
-------	--

～次第に基づき資料の説明～

会 長	ただいま、事務局より資料に基づき説明がございました。 本審議で議論いただく方向性については、後ほど皆様のお意見を伺いたいと思いますが、まずは先ほど事務局から説明のあった資料について御質問がございましたらお願いします。
-----	--

委 員	昨年度の答申を踏まえて条例改正を実施されなかった理由を教えてください。
-----	--

事 務 局	昨年度の答申を受けたのが 3 月であったため、民間の賃上げや物価上昇等が見込まれたこともあり、社会情勢が目まぐるしく変化する中で、審議会の答申は尊重させていただくものの再度審議会を開催し、情勢の変化を見極めたうえで改めて開催するに至ったものです。
-------	--

委 員	それぞれの報酬単価が改定されることで退職手当や年収に影響が出るかと思いますが、どの程度になるものか。
-----	---

事 務 局	退職手当については、報酬月額を基本額として、在任期間と支給率を乗じた額が支給されることとなります。なお、支給率は各職で異なるものとなります。 年収については、参考資料に記載させていただいております。
-------	---

会 長	退職手当の支給率はどのようにして決められるものですか。一定の定められた基準みたいなものはあるのですか。
-----	--

事 務 局	支給率については、各市が条例で定められているものですので、特に決まった基準などはございません。
-------	--

会 長	他に質問がないようでしたら、答申に向けた方向性の確認をさせていただきたいと思いますが、皆様の御意見はいかがでしょう。
-----	---

委 員	平成 27 年度から改定されていない状況を踏まえると引上げ改定でよいと思います。
-----	---

委 員	引き上げる方向でよいです。
委 員	昨年度に条例改正はなされていないが、今年度においても引き上げの方向で問題ないです。
委 員	民間企業も大きく賃上げされていますので、引上げの方向で問題ないです。
委 員	引き上げる方向でよいです。
委 員	引き上げでよいです。
会 長	皆様引き上げる方向との御意見でございました。それでは引上げ額について御議論をお願いします。事務局より昨年度の答申内容を踏まえた案を示されていますが御意見はありますか。
委 員	民間企業の賃上げ状況ですが、昨年と今年はベースアップがメインの賃上げ状況です。それまでは民間においても若年層が対象となっていたため、改定の参考として幹部職員の改定率を使用することはわかりますが、ベースアップの状況を踏まえると、5年度と6年度は違ったものを使用してみてもいいのではないかと考えます。
委 員	幹部職員の改定率のみを使用するのは少し改定額が低くなってしまうのではないかと。方向性としては引き上げとなることは理解できるので、もう少し改定額についてその他の考え方をお示しいただきたい。
委 員	事務局案では市長も議員も同じ改定率を用いて算定されていますが、市長と議員との間には差が生じていますので、例えば、市長と議員とで改定率を分けることは可能でしょうか。
事 務 局	改定率を分けて改定することは可能ではありますが、これまでは一律に改定している状況であります。
会 長	他の団体ではそのような報酬水準になっているのですか。
事 務 局	資料にて団体内の報酬比率をお示ししています。県内との比較では少し職ごとで高低のバラつきはあるものの、類似団体との比較では概ね同水準での比率となっているものです。
会 長	他市の報酬額も資料でお示しいただいています。他市の改定状況は把握されてますでしょうか。
事 務 局	新聞報道にもございましたが、東近江市が報酬審議会を開催され本年9月に答申が出されております。
委 員	東近江市の条例改正はいつ頃になるのか。
事 務 局	まだ条例改正はなされていない。審議会の内容を確認していると令和7年4月施行に向けた内容となっている。
委 員	改定にあたっての基準みたいなものはあるのか。どの程度前回の改定から期間が経過すれば改定をするとか、金額的な面とか。

事 務 局	特に基準は決まっています。
委 員	基準が定まっていないということは、近隣団体や全国的な状況を見ながらになると思う。
会 長	新型コロナウイルスの拡大やリーマンショックなど社会的にもなかなか改定しづらい状況もあったと思うが、東近江市や草津市も改定するとなると、他の団体も改定するのではないかと思います。
会 長	委員皆様の意見を聞いておりますと、引上げ改定の方角性は一致しており、改定額についてはもう少し議論が必要とのことでありますので、次回に向けては、本日の御意見を踏まえた報酬額の案を改めて事務局にお示しいただいた中で審議したいと思っておりますので、事務局よろしく願いいたします。
	～次回の日程調整～
会 長	次回の審議会日程は改めて事務局よりお示しいただいた中で再度日程調整の連絡をされるということです。 本日は長時間にわたる熱心なご審議を賜りありがとうございました。